

第25期 軽井沢町農業委員会 第1回 総会議事録

発言者	内 容
星野和弘観光経済課長	<p style="text-align: center;">開会 10:00</p> <p>委員の皆様、ご多忙中のところ、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。今期の最初の総会は農業委員会等に関する法律第27条の規定により町長が招集いたしました。</p> <p>なお、お手元に配布してございます次第6. 会長及び会長職務代理者の互選までは町側での司会進行となる為、私、観光経済課長の星野が進行をさせていただきます。それでは着座にて進行をいたします。</p> <p>総会に先立ちまして、農業委員会等に関する法律第8条の規定により、軽井沢町議会より人事案件の同意を受け、町長が任命する軽井沢町農業委員会の委員に任命書の交付を行います。町長、前にお進みください。</p> <p>それでは、町長より任命書を交付いたしますので、お名前をお呼びしましたら、町長の前までお進みください。</p> <p style="text-align: center;">(星野課長より順次委員を読み上げ)</p> <p>依田美和子殿、土屋 哲殿、土屋史彦殿、加藤一秀殿、岩井朗浩殿、市村初仁殿、佐藤寛治殿、片山 修殿、篠原友紀殿、柳澤友男殿、市村正喜殿、柳澤昌代殿、諸星恵美子殿</p>
土屋三千夫町長	<p>「任命書、依田美和子殿、軽井沢町農業委員会の委員に任命する令和5年7月20日 軽井沢町長 土屋三千夫」</p> <p style="text-align: center;">(以下、順次土屋町長より任命書を読み上げて交付)</p> <p>土屋 哲殿、土屋史彦殿、加藤一秀殿、岩井朗浩殿、市村初仁殿、佐藤寛治殿、片山 修殿、篠原友紀殿、柳澤友男殿、市村正喜殿、柳澤昌代殿、諸星恵美子殿</p>
星野和弘観光経済課長	<p>以上をもちまして、任命書の交付を終了いたします。</p> <p>なお、坂本雄樹委員は本日欠席の報告がございましたので、後日、事務局より任命書はお渡します。</p> <p>それでは、ただ今より第25期軽井沢町農業委員会第1回の総会を開催します。会議に先立ちまして、土屋町長より、あいさつを申しあげます。</p>
土屋三千夫町長	<p>本日は、第25期軽井沢町農業委員会第1回総会を招集させていただきましたところ、野菜出荷の最盛期を迎え大変お忙しい中、</p>

ご出席いただき誠に有難うございます。ただいま14名の方々に農業委員としての任命書を交付いたしました。国における農政改革の一つでもあります農業委員会制度の改正から3期目を迎え、この後に農業委員会から委嘱されます農地利用最適化推進委員7名の皆様とともに、第25期農業委員会がスタートしますことをお祝い申し上げます。

委員の皆様は、令和5年7月20日の本日から令和8年7月19日までの3年間、月例の総会をはじめ農家の方々の調整役など、各地域における農業の基礎を支える大変なお仕事をお願いするわけですが、どうか農業の発展と振興のためご尽力いただきますようお願いいたします。

さて、農業をめぐる情勢は高齢化や担い手不足など厳しく、このような状況下で国においては、令和6年度までに農地利用の将来計画である「地域計画」を策定する方針が示されています。町で計画を策定しますが、各地区の農地の利用状況や耕作者、所有者の意向に精通している委員の皆様の情報を計画に反映させながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

また平成28年度にオープンした発地市庭は観光と農業の連携、6次産業化の推進や農地の有効利用等を目的に設置され、今年で8年目となりますが住民や観光客等多くの皆様が利用し、南地区での中核的な施設として機能しております。また、高原野菜の新たな産地形成を目指し、馬取の山田地区では中間管理機構の事業による約17ヘクタールの圃場整備に着手しております。現在は圃場の一部で希少植物が確認されたことを受け、植生等を把握するため県による環境調査が実施されておりますが、整備実施に向けて慎重に進めてまいります。併せて、担い手への農地集積、集約を実施していくためにも、その進捗状況等は随時、委員の皆様にも周知をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症も現在は小康状態ではありますが、物価上昇による肥料高騰もあり、停滞していた農業分野の経済活動が回復するには時間を要します。農業者の方には継続して農業経営を行っていただく為、町としましても昨年実施した肥料、飼料高騰対策など、必要に応じて今後も皆様を支援していく考えでございます。

また農業の育成と発展にも取り組んでいく所存でございますので、委員の皆様におかれましても今まで以上にお力添えをいただければと思っております。

終わりになりますが、委員の皆様方のご活躍とご健勝をお祈り申しあげまして、あいさつとさせていただきます。

星野和弘観光経済課長	<p>それでは、お手元の総会次第により進行いたします。</p> <p>はじめに4、の仮議長の選出についてお諮りいたします。</p> <p>慣例により町長が仮議長という事でよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>異議なしの声。</p>
星野和弘観光経済課長	<p>異議なしという事で、町長に仮議長を務めていただきますのでよろしくお願いたします。</p>
土屋三千夫議長	<p>ご指名でございますので、会長が決まるまで、仮議長を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、お手元の資料1ページ、仮議席の指定でございますが、ただ今、皆様がお座りになられている席を仮議席としたいと思っておりますがよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>異議なしの声</p>
土屋三千夫議長	<p>異議が無いようですので、今、お座りの席順を仮議席といたします。</p> <p>続きまして、次第の6、会長及び会長職務代理者の互選でございますが、お諮りいたします。互選について、いかが取り計らいますでしょうか。</p>
委 員	<p>選考委員会による選考でお願いしたいと思います。</p>
土屋三千夫議長	<p>選考委員会という発言がございましたが他にございますか。なお、会長及び会長職務代理者につきましては、選考委員会での審議で決定となりますのでよろしくお願いたします。</p> <p>選考委員会による選考ということでよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>異議なしの声。</p>
土屋三千夫議長	<p>それでは、選考委員の選出について、いかが取り計らいますでしょうか。</p>
委 員	<p>事務局一任でお願いします。</p>
土屋三千夫議長	<p>事務局一任ということですが、いかがでしょうか。</p>

委 員	異議なしの声。
土屋三千夫議長	それでは、事務局一任ということですので、事務局案がありましたら発表願います。
星野和弘観光経済課長	事務局案として選考方法について、ご説明いたします。 選考委員は6名とし、事務局より次の委員を指名します。 依田美和子委員、土屋哲委員、佐藤寛治委員、市村正喜委員、柳澤昌代委員、諸星恵美子委員、の6名にお願いします。 なお、選考委員につきましては、農業委員として2期以上の経験年数も加味しました。 なお、選考委員会で進行いただく代表委員は依田美和子委員にお願いいたします。
土屋三千夫議長	ただ今、事務局より指名がございました、6名の選考委員の案でいかがでしょうか。
委 員	異議なしの声。
土屋三千夫議長	それでは、ただ今、指名された委員の方は、隣の第9会議室へお集まりいただき選考をお願いします。 それでは、選考が終了するまで暫時休憩といたします。  暫時休憩 10時20分 再 開 10時40分
土屋三千夫議長	それでは、休憩前に引き続き再開します。会長及び会長職務代理者の選考結果を、代表委員より報告をお願いします。
依田美和子委員	ただ今、6名による選考委員会で選考会を開きました。選考結果を報告させていただきます。 会長には、市村初仁さん、会長職務代理者には、土屋史彦さんと決まりました。
土屋三千夫議長	ありがとうございました。 ただ今、選考委員の代表者より選考の結果がございました。会長には、市村初仁さん、会長職務代理者には、土屋史彦さんに決まりましたのでよろしくお願いします。 それでは会長、会長職務代理者が決定いたしましたので、これをもちまして、仮議長の職を降任させていただきます。

<p>星野和弘観光経済課長</p>	<p>ご協力ありがとうございました。</p> <p>委員の皆さんには、ご了解をいただきたいと思います。</p> <p>町長にはこの後公務のため、この場を退席させていただきますので、よろしくをお願いします。</p> <p>(町長退室)</p> <p>それでは、会長に選出された、市村初仁さんは議長席へお願いします。</p> <p>それでは、ただ今、ご就任されました市村初仁さん、よりごあいさつをお願いします。</p>
<p>市村初仁議長</p>	<p>ただ今、皆様の選考によりまして農業委員会長に選出されました市村初仁でございます。</p> <p>新制度として3期目がスタートし重責ではございますが、更なる農地利用最適化に向けまして皆さんと一緒に軽井沢町の農業関係と農地制度並びに農業振興について頑張りたいと思います。</p> <p>また、ご迷惑をお掛けする事もあろうかと思いますがどうぞよろしくをお願いいたします。</p>
<p>星野和弘観光経済課長</p>	<p>ありがとうございました。委員の皆さんには、ご了解をいただきたいと思います。</p> <p>私は、この後公務のため、この場を退席させていただきますので、よろしくをお願いします。</p> <p>なお、これより進行は、農業委員会事務局長が当たりますのでよろしくをお願いします。</p> <p>(課長、退席)</p>
<p>青木事務局長</p>	<p>これより進行を務めさせていただきますので、よろしくをお願いします。</p> <p>総会につきましては、お手元の資料2ページから3ページにございますが「軽井沢町農業委員会会議規則」の定めるところにより、行う事となっておりますのでよろしくをお願いします。</p> <p>まず、議長についてであります。軽井沢町農業委員会会議規則第6条の規定により、総会の議長は会長が行うこととなっておりますので、市村会長よろしくをお願いします。</p>
<p>市村初仁議長</p>	<p>規定により、私が議長を務める事になっておりますので、議事を進めさせていただきます。事務局より会議成立の報告をお願いします。</p>

青木事務局長	委員総数14名中、13名の出席です。軽井沢町農業委員会会議規則第5条(在任する委員の過半数の出席)により、本総会が成立します事を報告します。坂本雄樹委員より欠席の連絡がございました。
市村初仁議長	次に次第7の「専門部の設置及び所属委員の選任」についてになりますが、資料4ページから5ページをご覧ください。軽井沢町農業委員会では、従来より農業の生産・経営などに関する協議・研究を行う「農政部会」と農地等に係る問題などを協議・研究する「農地部会」の2部会で運営しておりますが、第25期における専門部の設置について、皆様からご意見を伺いたいと思います。 何かご意見がございましたらお願いします。
委 員	事務局一任の声
市村初仁議長	ご意見が無いようですので、(事務局一任の発言がございましたので、)農政部会と農地部会の2部会で決定させていただきます。 委員数14名で、会長及び会長代理は、どちらの部にも属するという事で、残り12名の委員さんは、農政部会、農地部会のいずれかの部に属していただきます。半分に分けますと、6名ずつの部会となりますので、希望の部を、ただ今、事務局で用紙を配りますので記入してください。 なお、片方に偏ってしまった場合には、会長、会長代理の方で調整をさせていただきます。この場合には、必ずしも希望の部会とは限りませんので、ご承知置ください。 また、女性委員さんにつきましても、いずれかの部会に分かれていただきますので、よろしくをお願いします。 それでは、皆さんに用紙をお配りいたします。ご記入いただく間、暫時休憩とします。  <div style="text-align: center;">       暫時休憩      10時50分        再      開      11時00分     </div> (事務局より用紙を配布、回収しその後第9会議室で会長、会長代理により部会委員の調整を行う。)  それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。事務局より専門部会の選任結果について報告願います。

青木事務局長	<p>それでは、報告します。はじめに農政部会になりますが、  <u>1 依田美和子委員・2 佐藤寛治委員</u>  <u>3 市村正喜委員・4 坂本雄樹委員</u>  <u>5 岩井朗浩委員・6 片山修委員</u>となります。      続いて農地部会ですが、  <u>1 土屋哲委員・2 諸星恵美子委員</u>  <u>3 柳澤昌代委員・4 柳澤友男委員</u>  <u>5 加藤一秀委員・6 篠原友紀委員</u>      以上となりました。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。事務局の報告どおりでよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なしの声</p>
市村初仁議長	<p>それでは、事務局報告のと通りの部会所属委員と決定いたします。次に各部会の部長を決めていただきたいと思います。それぞれの部会ごとに分かれまして協議をお願いします。なお、部長が決まりましたら事務局まで報告をお願いします。農政部は隣の第9会議室で、農地部は第5会議室で協議をお願いします。部長が決まるまで、暫時休憩といたします。</p> <p style="text-align: center;">暫時休憩 11時10分 再 開 11時20分</p>
市村初仁議長	<p>休憩前に引き続き会議を再開いたします。それでは、ただ今、各部の部長さんが選出されましたので報告いたします。農政部長には依田美和子委員、農地部長には土屋哲委員と決定いたしました。これから何かとご苦労いただきますがよろしくをお願いします。それでは、次に次第8の「議席の決定」をいたしたいと思います。議席の決定は、軽井沢町農業委員会会議規則第8条の規定により、あらかじめ「くじ」で定めるとなっています。「くじ」は1回としたいと思います。また、「くじ」を引く順番は、仮議席順でよろしいでしょうか。なお、毎月行われる総会の進行上、24期同様に議長席の近くに会長代理と農政、農地部長の席を置きたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なしの声（諸星恵美子委員）</p>
市村初仁議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、議席番号1番に土屋会長職務代理、議席番号2番に依田農政農政部長、議席番号3番に土屋哲農地部長とさせていただきます。それでは、これから事務局が「くじ」を持って回りますのでよろしくをお願いします。その間暫時休憩といたします。事務局が「くじ」を持って回る。（予め1・2・3・14番は、除いておく）</p>

	<p style="text-align: center;">           暫時休憩 11時25分            再開 11時35分         </p> <p>市村初仁議長 休憩前に引き続き再開します。事務局より「くじ」の結果を報告願います。</p> <p>事務局長 <u>議席番号1番 土屋 史彦 委員（会長代理）</u>  <u>議席番号2番 依田 美和子委員（農政部長）</u>  <u>議席番号3番 土屋 哲 委員（農地部長）</u>  <u>議席番号4番 篠原 友紀 委員</u>  <u>議席番号5番 柳澤 友男 委員</u>  <u>議席番号6番 片山 修 委員</u>  <u>議席番号7番 加藤 一秀 委員</u>  <u>議席番号8番 柳澤 昌代 委員</u>  <u>議席番号9番 市村 正喜 委員</u>  <u>議席番号10番 諸星 恵美子委員</u>  <u>議席番号11番 岩井 朗浩 委員</u>  <u>議席番号12番 坂本 雄樹 委員</u>  <u>議席番号13番 佐藤 寛治 委員</u>            議席番号14番は、会長となっています。以上です。</p> <p>ただ今、事務局より報告がございましたとおり、議席が決定いたしました。それでは、各自荷物を持ちまして議席の方へ移動願います。なお、資料6ページに推進委員も含めた総会の議席表を添付していますのでご確認ください。それでは移動が終わるまで、暫時休憩といたします。</p> <p style="text-align: center;">           暫時休憩 11時40分            再開 11時45分         </p>
市村初仁議長	<p>休憩前に引き続き会議を再開いたします。お座りの席がこれから3年間、議席となりますのでよろしく願います。</p> <p>それでは、次第9の「議事録署名委員の指名」をいたします。</p> <p>議事録署名委員は、軽井沢町農業委員会会議規則第14条の規定によるもので本日の第1回総会は、議席番号1番土屋史彦委員と議席番号8番柳澤昌代委員の2名に願います。今後総会ごとに順次指名しますので、よろしく願います。</p> <p>資料7ページには任期中の3年間分の総会日程及び議事録署名人の一覧表を添付しております。また正式なものは作成後に配布いたします。なお、総会議事録について、農業委員会等に関する法律第33条の規定により、会長は、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。と定められております。それでは次に、次第10、の議事に入ります。農業委員会等に関する法律第17条の規定による議案第1号「軽井沢町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第1号「軽井沢町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について」説</p>



	<p>明いたします。資料 8 ページをお願いします。農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定に基づき、別紙名簿の 7 名を軽井沢町農業委員会の農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、軽井沢町農業委員会の承認を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今、事務局より議案第 1 号の説明がございましたが、議案第 1 号について何かご意見等ございますか。</p>
委員	なし
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。 ご意見が無いようですので、議案第 1 号は原案どおり決定いたします。 これで午前中の部は終了とさせていただきます。多くの件をご審議いただき、また、お忙しい中ご苦勞様でした。午後は 13 時 30 分からまず農地利用最適化推進委員の任命式となり、農地利用最適化推進委員の皆様も出席され、その後に総会を再開し残りの議案の審議等を行いますので引き続きよろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">暫時休憩 11 時 55 分 再 開 13 時 40 分</p>
青木事務局長	<p>皆様、ご苦勞様でございます。それでは、ただ今より農地利用最適化推進委員の委嘱書交付式を行います。 なお、農業委員の 14 名は議会の同意を得て午前中に土屋町長から任命を受けておりますが、農地利用最適化推進委員 7 名は農業委員会からの委嘱となる為、午前中に農業委員の皆様にご審議の上、ご承認をいただいておりますことをご報告いたします。それではお名前を事務局より申し上げますので、お 1 人ずつ会長の前にお進み願います。</p> <p>名簿順に名前を読み上げる。「別紙名簿順」</p>
市村初仁議長	<p>委嘱書、井出千恵子殿。軽井沢町農業委員会の農地利用最適化推進委員に委嘱する。 以下、発令内容を省略し、お名前のみ読み上げます。 遠山冬樹殿、片山晃殿、成田昭人殿、佐藤一之殿、儘田克彦殿、中里晃殿</p>
青木事務局長	<p>以上で、委嘱書交付式を閉じます。各委員は、着席をお願いします。それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>推進委員の席でございますが、区の名簿順とさせていただきましたので、ご了承ください。本日から農業委員 14 名、推進委員 7 名、合計 21 名で本日から第 25 期軽井沢町農業委員会がスタートし、任期は令和 8 年 7 月 19 日までの 3 年間となります。ここで新任の方もいますので、私の挨拶の前に、それぞれ自己紹</p>

	<p>介をお願いいたします。氏名と推薦された地区や団体名を申し上げます。まず農業委員より議席順をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">自己紹介</p> <p>ありがとうございました。それでは私から皆様に挨拶をさせていただきます。本日の農業委員会総会において会長に選出されました市村初仁でございます。ただ今、7名の農地利用最適化推進委員の皆様にご挨拶をいたしました。平成28年度に農業委員会組織の制度改正が実施され、新たに農地利用最適化推進委員が設置されました。今期が新制度移行後の3期目となりますが、地域の推薦を受けた皆様が本日から3年間、更なる農地利用最適化の推進に向け、農地利用最適化推進委員としてご活躍いただくこととなりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>さて、農業を取り巻く環境は、厳しい状況は続いておりまして農業者の高齢化と担い手の後継者不足、肥料高騰に伴う離農により耕作放棄地の増加などが懸念され、農地集積、集約に大きな問題があります。そのような中、農地利用最適化推進委員の皆様にも、農業委員の皆様と連携し、担い手への農地集積や耕作放棄地の発生防止、担当地区の農地の有効利用にご尽力いただくとともに、農地一筆ごとの10年後の耕作者を明記することを目的に令和6年度までに策定する「地域計画」等において耕作者や所有者の意向確認、開催される話し合いの場に積極的にご参加いただくなど、農家と行政のパイプ役も担っていただきますようお願いを申し上げます。</p> <p>また、毎月の農業委員会総会にも農地利用最適化推進委員の皆様にもご出席いただき、農地利用最適化推進活動の利用状況調査の農地パトロールとこれに基づく利用意向調査につきまして、農業委員と連携いただき農地の貸し借りや権利移動、流動化のための農地中間管理機構（長野県農業開発公社）との連携による農地利用の最適化及び農地の権利移転等の法令業務をお願いいたしますので、ご理解のうえ、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。結びになりますが、農業委員の皆様と農地利用最適化推進委員の皆様方は各地区の課題や農業に精通した皆様ですので、本日から3年間、農地制度の適正かつ円滑な運用と地域の農業振興のためご活躍いただきますようお願い申し上げます。あいさつといたします。</p>
青木事務局長	<p>ありがとうございました。会長、議事の再開をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。次に、議案第2号の「軽井沢町農業委員会 委員慶弔規程」について事務局より説明を願います。</p>
青木事務局長	<p>それでは、議案第2号「軽井沢町農業委員会 委員慶弔規定」について、ご説明いたします。資料9ページをお願いします。軽井沢町農業委員会 委員慶弔規程は、委員相互の親睦を図るため、定めてございます。第2条の1から5に該当した場合に見舞金・弔慰金を贈ることになっています。</p>

	<p>1. 本人が10日以上入院、20日以上病床にある時、手術加療は病氣見舞金として10,000円を贈ります。2. 委員の父母、配偶者、子女が前項に該当する場合、見舞金として10,000円を贈ります。3. 本人が死亡の場合、弔慰金30,000円を贈ります。</p> <p>4. 委員の祖父母、父母、配偶者が死亡したときは、弔慰金10,000円を贈ります。5. 委員の子女が死亡したときは、10,000円を贈ります。第3条は、その他慶弔金を贈る必要が生じた時は会長と、会長職務代理者と農政部長及び農地部長の協議により、贈ることができる事になっております。また、第4条は、町長・副町長・観光経済課長・農業委員会事務局職員に対して、第2条に定める事項が生じた時は、会長・会長職務代理者、農政部長、農地部長の協議により、贈ることができる事になっております。第5条は、委員より平等に徴収し負担を行うこととなっておりまして、その都度徴収させていただきます。第6条は、規程により贈呈に対する返礼は行わないことを定めております。第7条は、事態が発生した時は直ちに事務局に連絡し、会長へ報告すること。必要に応じて各委員に連絡することになっております。この規程は、令和5年7月20日 本日から施行し、令和8年7月19日まで適用します。以上、慶弔規程になります。</p>
市村初仁議長	ありがとうございました。今の説明で何かお聞きしたいこと等はございますか。
委員	なし
市村初仁議長	よろしいでしょうか。ご意見が無いようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。次に、「議案第3号軽井沢町農地利用最適化指針について」を議題とします。事務局より、説明を願います。
青木事務局長	資料10ページから14ページをお願いいたします。平成28年の農業委員会法改正によりまして同法の第7条第1項の規定により位置付けられた農地利用最適化の推進に関する指針は、地域における農地利用の将来ビジョンを描くもので、農業委員会はこの指針の策定に努めなければならないこととされています。達成目標とその手法を定めた行動計画で、次の3点について、具体的な数値目標と達成に向けた推進の方法について定め、農業委員、推進委員、一体となり、指針に従い、その活動に当たるとされております。1点目は、担い手への農地利用集積・集約化、2点目は、遊休農地の発生防止と解消、3点目は、新規参入の促進でございます。利用状況調査いわゆる農地パトロールをもとに利用意向調査により得られた情報を利用した具体的な活動をお願いいたします。国、県の農地中間管理事業の利用、担い手農家へあっせんなど積極的な活用をお願いいたします。なお、期間は任期と同じ今後3年間の目標ですので、よろしくをお願いいたします。農地転用の案件のほか、地域の農地の状況や所有者の方の意向を把握いただきながら、農地の権利移動、貸し手と借り手のあっせん、仲介の活動をしていただくための指針となるものです。以上です。
市村初仁議長	ただ今の説明で何かお聞きしたいことはございますでしょうか。
委員	なし

市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。ご意見が無いようですので、議案第3号は原案どおり決定いたします。</p> <p>次に「報告第1号 農業委員及び農地利用最適化推進委員の担当地区について」を議題とします。事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>資料は15ページをお願いいたします。名簿に記載のとおり、各委員の推薦地域及び各地域の農地等の状況を勘案し担当地区を設定しております。午前中の議案第1号「軽井沢町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題とした際に、農業委員の皆様で農地利用最適化推進委員の担当区域についてもご審議の上ご承認いただいております。農業委員は審議権がある為、担当区域に関する規定はございませんが、軽井沢町農業委員会は委員全体で一体的な活動を行う方針であることから、委員の推薦区を担当区としております。推進委員の皆様にもご意見を頂戴できればと考えておりますのでよろしくご協議の程お願いいたします。また担当地区は第24期農業委員会と同地区としている為、第24期の役員会、総会にもご報告させていただきました。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。何かお聞きしたい事等がありますか。</p>
委員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>ないようですので、次にその他事項についてでございますが、(1)から(3)は各担当より毎月ご報告をいたします。(1)は第25期軽井沢町農業委員会会長代理である土屋史彦が担当します。(2)は本日は欠席されておりますが、長野県佐久農業農村支援センター技術経営普及課の岡沢克彦補佐の報告となります。岡沢補佐は軽井沢担当として町内の農作物の現地確認や栽培技術の普及活動や試験を行い、毎月佐久管内を含めた生育状況をご説明いたします。</p> <p>(3)の町関係につきましては観光経済課の佐藤正樹農林振興係長より町の農業施策等につきましてご報告をいたします。</p> <p>それではまず(1)のJAの佐久浅間関係について土屋会長代理からご説明となりますので、お願いいたします。</p>
土屋会長代理	<p>第25期軽井沢町農業委員会会長代理を務めさせていただきます、土屋史彦でございます。私の方からは毎月、JAの野菜出荷状況を報告いたします。昨日、第24期の最後の総会がありまして、廃プラに関する質問がありまして、回答が持ち越したんですけれども、その件についてご報告いたします。明日、回収があるのですが、あくまでも組合員のみ取り扱いということで、ただ12月の最終が組合員以外も出せるということで、その際、申し込みが必要かどうかという問い合わせでした。申し込みは特にしないで、直接持ち込んでいただいて、当日、産業廃棄物に当たりますので、委任状、こちらのほうをご記入いただいて、また口座からの引き落としとなりますので、それを記入していただくようになりま</p>

	<p>す。ですので口座の印鑑、委任状を記入していただく時の認印を持ち込む際にはご持参ください。私のほうからは以上です。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今の説明につきまして何かご質問等はございますでしょうか。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>ないようであれば、次に（２）の県佐久農業農村支援センター関係は岡沢補佐は欠席でありますので、（３）の町関係は佐藤農林振興係長からのご説明となりますので、お願いいたします。</p>
佐藤農林振興係長	<p>私の方からは、町から若しくは県から町に提供があった情報などを皆様にお示ししていきたいと考えております。今日午前中、午後と総会が続いているわけでございますけれども、地域計画という言葉が何回もでてきております。こちらは農業経営基盤強化促進法の一部が改正されまして、令和６年度３月末までに計画を策定するというので、町のほうは準備を進めている状況です。農業者の皆様含めて話し合いをしていただいて、策定していくようになりますので委員の皆様のご協力のほどお願いいたします。最後にこちらからは皆様をお願いすることしかないわけなんですけれども、３年間ご協力いただきたくお願い申し上げます。町からは以上となります。地域計画に関するアンケートであります、農業委員及び認定農業者、利用権等ある程度の面積を耕作している方にアンケート調査を行っておりますのでご協力いただきたいと思います。農業者の皆様から問い合わせがあった場合には、地域計画のアンケートとなりますので積極的に回答をお願いしますとお知らせをいただければと思います。以上となります。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今の説明につきまして何かご質問等はございますでしょうか。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>ないようであれば、次に農業委員会事務局関係をとりますので、事務局よりお願いいたします。</p>
青木事務局長	<p>その他事項について説明します。資料１６ページからになります。（４）の農業委員会定例総会の開催日についてですが、１７ページの資料には３年間分の日程が記載されておりますので、ご参照をお願いいたします。農業委員会は、今後、基本的に毎月一度総会を開会いたします。内容については、農地法に基づく、許可業務や意見の決定など、また、農地、農政の諸問題など多岐に渡る審議、決定をするものです。資料１８ページにございますが、農地転用などの法的業務につきましては、所定の申請が行われますと、その内容を審議いただき、意見決定したものを許可権者である、町農業委員会長や県知事が適否を判断し、許可等の処理がなされます。</p>

この18ページにありますのは、農地転用業務を短時間の処理で行うための長野県の事務処理モデルで、県下統一で示されています。標準受付期間は、毎月5日から15日の間となっております。書類審査、現地確認を行いまして、毎月の農業委員会に諮ることになります。その後、県へ町農業委員会の意見書が付されます。

申請地区の農業委員には、農地の状況等を各地区担当の推進委員とともに見ていただき、近隣農地への影響や、法的にはどうかを判断していただき、担当委員としての意見を総会時に述べていただき、賛否の議決をしていただきます。なお、推進委員の皆様には議長より必要に応じまして、ご意見、発言を求めることもありますので、お含みください。それから全体で内容の審議をしていただき、よろしいとなれば意見進達に進みます。大まかには、このような審議を行っていただきます。総会の開催時期ですが、おおむね毎月25日を目安に行っています。なお、役員会に諮りまして、農作業の状況や町議会の関係等も考慮した上で開催しております。なお、3期目を迎えました農業委員会制度の改正に伴いまして、農地転用のほか農地利用の最適化ということで、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の更なる促進を推進することも委員会の必須業務となっておりますので、皆様の日々の活動のなかで、耕作されていない農地がございましたら、農地の貸し手と借り手の掘り起しにつきまして、積極的な活動をお願いいたします。

次に、(5)の「農業委員会委員の各種協議会等の委員について」ですが、資料19ページをご覧ください。各種団体への就任状況です。

内容といたしましては、農業委員に、各種団体等の委員に就任していただきたいという事で、この表は、第24期で委嘱のあった団体と、委嘱委員の一覧表になります。農業関係では、軽井沢町農業再生協議会と、軽井沢町営農支援センターは、会長はじめ全委員が就任されます。

次に軽井沢町農業振興地域整備促進協議会は、会長、会長代理、農政・農地部長と3名の委員となっております。

長野県農業共済組合損害評価委員は会長代理となります。

・軽井沢町野菜価格安定対策事業運営協議会は、会長、会長代理、農政・農地部長となります。

・佐久農業委員会協議会と、長野県農業会議1号会議員は会長となります。

農業関係以外にもご覧のとおり委嘱されています。

・軽井沢町長期振興計画審議会は会長代理と、女性委員から1名となります。

・公共事業評価 監視委員会は会長代理です。

・軽井沢国際親善 文化観光都市 計画審議会は会長です。

・軽井沢町景観美化推進協議会は会長代理です。

・軽井沢町自然保護審議会は部長1名となります。

・軽井沢高原を美しくする会と軽井沢町有害鳥獣被害

予防対策協議会及び行政改革懇談会は会長となります。

本日、役員及び専門部の構成が決まりましたので、この結果を踏まえ8月の役員会を経て、総会で報告させていただいた上、関係機関へ通知いたします。その後、担当する関係機関から連絡がありますので、会議への出席等よろしく願います。

それでは次に、(6)の「軽井沢町農業者年金推進協議会 会員の加入について」説明します。

農業者年金につきましては、すでに、ご承知の委員も多いと思いますが、農家の皆様の生活の安定と福祉向上を図る目的で、協議会を設けてございます。

資料の20・21ページが会則となっております。年金制度のより一層の充実と、

発展させる事も農業委員の重要な業務の一つになります。関係する皆様が一丸となって、将来安定した年金の確保をすべく会則が作られており、会則第3条の会員の規定の中で「趣旨に賛同する者」として、年金未加入の委員に協議会の会員になっていただくことをお願いしております。

なお、賛同いただける委員につきましては、第10条の規定により会費をご負担していただく事となります。

年金加入者で、すでに給付を受けられている方は年額1,000円で、現在、掛け金を払っている方、また、賛同いただける委員の方には、年額500円の会費を負担していただいております。

新任委員の皆様には、是非とも年金への加入若しくは、ご賛同いただくようお願いいたします。加入申込書と口座振替の手続用紙をお手元にお配りしておりますので、総会終了後、ご記入の上、提出していただきたいと思っております。なお、振替口座は、農協のみになりますのでご理解をお願いいたします。会費につきましては、来年度からのご負担となりますので、よろしくをお願いいたします。続きまして、(7)の「第25期軽井沢町農業委員会令和5年度事業計画について」になりますが、次第22ページに年間の計画が記載されています。

第24期の農業委員が、本年7月19日までの任期でしたので、それまでが第24期の委員の事業計画となっています。7月20日以降の事業計画が、第25期の委員の皆様事業計画となっていますので、主な事業等について申し上げます。

先程も申し上げましたが、基本的に毎月役員会・総会が行われますのでお願いいたします。8月25日に新任委員の皆様向けの研修会が佐久市で開催されますので、ご出席をお願いいたします。8月から10月末まで約3カ月をかけて農地利用状況調査いわゆる農地パトロールを予定しております。11月に県農業委員大会への参加と視察研修の実施、視察研修につきましては、例年ですと11月に1泊2日で、国内の予定となります。視察先につきましては、現在事務局において調整中であり、次回の8月総会時には皆様にご提示する予定でございます。12月は、総会終了後に忘年会、1月は同じく総会終了後に農業者との意見交換会及び新年会を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。2月に御代田町の農業委員会と軽井沢町農業委員会との交流会を開催予定でありまして、親睦会も行う予定となっています。

続きまして、(8)の「全国農業新聞の購読について」ですが、この農業新聞の購読と普及につきましても、農業委員活動の重要な取り組みの一つとして、各地区の農業者、農業関係者又、農業に関心をお持ちの方に、農業に関する情報の提供をする活動になります。現在、当町におきましては、歴代の委員さんによる多大なご尽力によりまして、全国でも優秀な成績を上げています。この改選に併せまして、購読部数を一層増やしていただきますと共に新任の委員さんにつきましては、購読申込書をお手元に配布してございますので、ぜひ申込をお願いします。なお、新規の申し込みや購読などの窓口は、基本的には、各地区の農業委員と推進委員が窓口になりますので、よろしく申し上げます。毎週金曜日ごとに発行され、一月の購読料は700円で年間8,400円でございます。なお、購読料は四半期ごと集金させていただきます。

各委員の場合は、農協の口座からの引き落としの方法がございまして、よろしく申し上げます。

次に、(9)の「その他」でございます。配布物の説明をさせていただきます。まず、任命書及び委嘱書交付式にお渡ししました農業委員章と農地利用最適化推進委員章を貸与しております。それから本日、委員手帳2023年版を配布しております。

まず、委員章（バッジ）ですが、委員の身分を表すものです。定例会の他、各種公務に出席する場合、背広等に付けていただくようお願いいたします。次に農業委員手帳ですが、1枚めくっていただきますと、委員の身分証明書になっております。証明写真、空欄にご自身で必要な事項をご記入ください。

なお、後半に農業委員会等に関する法律の抜粋等が記載されておりますのでご利用ください。

次に全委員さんに、総会資料等を綴じるためのファイルをご利用ください。次に封筒内の資料についての内容説明については、省略させていただきますが、配布資料について、タイトルのみ読み上げますので、確認をお願いします。はじめに「農業委員・推進委員活動記録セット」「2023年度農業委員業務必携」「農地調整ハンドブック」「農業委員・推進委員活動マニュアル」「農業者年金のチラシ」になります。これらの図書は、全国農業会議所の発行でございます。多くの冊子の中から、即、役立つものとして選んだものですが、委員の皆様には、1ヶ月で10日の活動が必要となります。活動記録セットには農地の見回り等の活動内容を記録していただき、毎月の総会時にその内容を事務局で確認させていただきますので、ご持参のほどよろしくようお願いいたします。記載方法などご不明な点は事務局までお問い合わせください。第24期からの継続委員の皆様におかれましては現在ご活用いただいているものをそのままご使用ください。その他の資料は一読し委員活動の参考としてください。

また冊子の農地調整ハンドブックは、農地転用等の法令関係業務で今後使用しますので総会時には、ご持参ください。

次に2の「委員報酬、旅費等の委員費用弁償について」説明いたします。資料23・24ページをご覧ください。農業委員さん、推進委員さんとして活動される報酬として「軽井沢町の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例」により、報酬が支給されます。金額ですが、年額で会長が506,400円、会長職務代理者が356,300円、他の農業委員と推進委員が272,200円となっています。支払は半年ごとで、4月から9月までと、10月から翌年の3月までの2回に分けて支給されます。なお、新任の委員さんの7月分については、日割りでの支給となります。また、委員の皆様が公務で町外へ出張されますと、町の旅費規程に基づき、費用弁償として旅費が支給されます。ただし、職員と公用車で出張した場合、旅費は支給されません。

出張旅費は、後日の精算払いとさせていただきますのでご承知置さください。

次に3の「公務災害補償について」ですが、資料25ページから30ページになります。委員皆さんさんは、非常勤の公務員として町で保険に加入しております。農業委員推進委員活動は公務として扱われます。公務中に不幸にして怪我などをされた場合、また、会議に出席のため通勤途中での事故など不慮の事態が生じた場合は、至急事務局までご連絡をいただきたいと思っております。

次に4の専門部会所属名簿、不在地区の業務割り振り、緊急連絡網（暫定版）、について資料31ページから34ページになりますが、正式な名簿につきましては、8月の総会時に皆様にお配りします。専門部会については、午前中に農政部、農地部の委員が決定しましたが、推進委員の皆様は両部には所属いたしません。塩沢、成沢、離山地区については農業委員が不在であることから、農政部、農地部事案が発生した場合の担当委員を決めます。推進委員はすでに割り振りをしておりますのでご確認ください。

本日は、緊急連絡網の情報収集と言う事で、委員皆様の電話番号、携帯電話番号、メールアドレス、FAX番号等の把握をいたしたいと思っておりますので、お手元にお配りいたしました記入表へ記入いただき、また留任委員の方で変更がありましたらその部分とメールアドレスを記入いただき、ご提出ください。それをまとめた



市村初仁議長	<p>連絡網表を別途作成いたします。          全国農業新聞の購読の申し込み用紙、年金協議会への加入用紙と共に、本日の総会終了後に提出をお願いします。          資料16ページに戻っていただき5の「当面の会議・行事等について」説明します。</p> <p style="text-align: center;">《朗 読》</p> <p>以上となります。</p>
市村初仁議長	<p>ただ今、事務局よりいろいろ説明がございました。          一度に多くの説明がありましたので、解りづらい内容もあったかと思いますが、不明な点は、その都度お聞きいただければと思いますので、よろしく申し上げます。今後、総会、役員会、講演会、研修会、視察研修など様々な行事や会議がございます。また、農地の利用状況、利用意向調査のための農地パトロール、農地利用の最適化活動の担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進の現場活動など、お忙しいとは思いますが、積極的な委員活動をお願いいたしますとともに、ご協力をお願いします。事務局からの説明について、何かご質問等はございますか。</p>
委 員	なし
青木事務局長	事務局から1点お願いいたします。新任の委員さんには、印鑑（認印）をご用意していただき事務局に預けていただくようになりますので、次回の総会に持参していただくようお願いします。以上です。
市村初仁議長	その他、全体を通して何かございますか。
委 員	なし
市村初仁議長	<p>無ければ閉会としたいと思います。          本日は、第25期第1回の総会と言う事で、お忙しい中ご出席いただき、ご苦労様でした。          それでは、以上で第25期第1回の農業委員会総会を閉会といたします。</p> <p style="text-align: center;">閉 会 15時35分</p>